

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤</p> <p>六の三 (略)</p> <p>六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五～六の十一 (略)</p> <p>七～十九の二 (略)</p> <p>十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の四～十九の六 (略)</p> <p>二十～二十四の五 (略)</p> <p>二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二十四の七 (略)</p> <p>二十五～三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六の三～六の九 (略)</p> <p>七～十九の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十九の三～十九の五 (略)</p> <p>二十～二十四の五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十四の六 (略)</p> <p>二十五～三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(106)

ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン  
 ジルⅡ(Z)―(ニR・三R)―三―(ニ―シアノプロパー  
 ―エニル)―ニ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―  
 ーニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ  
 ンジルⅡ(E)―(ニR・三R)―三―(ニ―シアノプロパー  
 ―エニル)―ニ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―  
 ーニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ  
 ンジルⅡ(Z)―(ニS・三S)―三―(ニ―シアノプロパー  
 ―エニル)―ニ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―  
 ーニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ  
 ンジルⅡ(EZ)―(ニRS・三SR)―三―(ニ―シアノプロ  
 パー―エニル)―ニ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ  
 ラ―ト及びニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ  
 チル)ベンジルⅡ(E)―(ニS・三S)―三―(ニ―シアノプ  
 ロパー―エニル)―ニ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ  
 シラ―トの混合物(ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ  
 トキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(ニR・三R)―三―(ニ―  
 シアノプロパー―エニル)―ニ・二―ジメチルシクロプロパン  
 カルボキシラ―ト八〇・九%以下を含有し、ニ・三・五・六―テ  
 トラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(ニ  
 R・三R)―三―(ニ―シアノプロパー―エニル)―ニ・二―  
 ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―ト一〇%以下を含有し、  
 ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(新設)

ジルⅡ(Z) — (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—  
 エニル) — 二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二  
 %以下を含有し、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メト  
 キシメチル) ベンジルⅡ(EZ) — (一RS・三SR) — 三 — (二—  
 シアノプロパー—エニル) — 二・二—ジメチルシクロプロ  
 パンカルボキシラート—%以下を含有し、かつ、二・三・五・六  
 —テトラフルオロ—四—(メトキシメチル) ベンジルⅡ(E) —  
 (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—エニル) — 二・  
 二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を  
 有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

(107) |  
 (170) |  
 (略)

三十三 (略)

三十三の二 二—(ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する  
 製剤。ただし、二—(ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を  
 含有するものを除く。

三十三の三 (略)

三十四〇百九 (略)

2 (略)

(106) |  
 (169) |  
 (略)

三十三 (略)

(新設)

三十三の二 (略)

三十四〇百九 (略)

2 (略)